

教育刷新委員会第7特別委員会報告 「労働者に対する社会教育」の再検討

倉 知 典 弘

Reconsideration of the Educational Reform Committee, 7th
Subcommittee's Report "Social Education for Labours"

Norihiro KURACHI

はじめに

本論は、戦後社会教育における「労働者教育」の位置づけを考察するためのものである。戦後社会教育における「労働者教育」の位置づけを考察する際、草創期に出された教育刷新委員会（以下、教刷委と表記）報告「労働者に対する社会教育」（以下、「報告」と表記）¹⁾と後に出された文部省社会教育局長・労働省労政局長共同通達「労働者教育に関する労働省（労政局）と文部省（社会教育局）了解事項について」（以下、「通達」と表記）の意味合いを問い直すことは、欠かせない作業となるだろう。また、教育基本法の社会教育の条項に「勤労の場所」とあることの意味合いも併せて検討することが必要になってくる。

そこで、本稿においてはこの3つをつなぐ教刷委第7特別委員会（以下、第7特別委と表記）の「労働者教育」に関する議論を検討することにより、草創期の社会教育に労働者教育がおかれたことの意義とその変遷を明らかにしたい。

まずこの3つの関わりを論じたものの中で主要なものをあげておきたい。戦後草創期の労働者教育を取り扱ったものとしては、碓井正久編『社会教育（戦後日本の教育改革第十卷）』²⁾や、『日本近代教育百年史』第8巻³⁾があるが、「報告」と「通達」について中心的に触れた研究で重要なのは、小野征矢・依田有弘による研究である⁴⁾。小野・依田の研究は他部局の労働者教育と比べて独自性を失ったことに労働者教育の位置づけが低くなった要因を求めるというのではなく、教刷委の議論や1948年の通達において、社会教育における労働者教育の「解体」は決定付けられていたと結論付けている。しかし、教刷委の会議録が当時公刊されていないこともあり、教刷委における議論が十分に行えていない。それ以降の研究としては、猿田真嗣の研究があげられる⁵⁾が、省庁間調整という視点から、戦後初期の労働者教育政策を分析したものである。

以上の点を受け、本論ではこの3者の議論の展開を全てに関わる教刷委の議論を紐解きながら、草創期社会教育における「労働者教育」の位置づけについて再考する。本論では先ず第7特別委の成立過程を描写し、まず「通達」と関わる分掌に関する議論を取り上げる。その後、「報告」に関する議論をその原案と『会議録』に示された議論の過程をもとに考察する。

1、教刷委第7特別委の成立過程

教刷委は、米国教育使節団を受け入れるために組織された日本側教育家委員会を発展的に解消し、設けられたものである。その成立過程を詳細に検討する余裕はない⁶⁾が、官制からその特徴を見ておきたい。教刷委の目的は「教育に関する重要事項の調査審議」であり、その調査結果を「報告」する事になっており、もし内閣総理大臣からの諮問があったときには、「答申」をすることになっている。そして、調査審議に必要であれば、関係者を呼び出し、そこで質疑を行うことができる権限が附与されている（第6条）⁷⁾。その所管は、第1条で「教育刷新委員会は、内閣総理大臣の所轄とし、教育に関する重要事項の調査審議を行ふ」とあるように、内閣総理大臣の所管に属している。さらに、教刷委の第1回総会が行われる直前（9月4日）にCI&Eの本部において、CI&E（ニュージェント、オア、サマーズ、クリュー）と文部省（田中文相、山崎次官）、教刷委（南原繁、安部能成）、通訳（寺西武夫）が参加して会議が行われており、そこではCI&Eと教刷委側の南原が教刷委の自主性の尊重を主張し、文部省側もそれには同意せざるを得ず⁸⁾、文部省とある程度の距離を置くこととなった。委員会は、学識経験者から内閣総理大臣が「奏請」し、内閣が命じた委員と委員長・副委員長で構成され、特別の事項を調査審議するために臨時委員を置くことができる（第2条、第3条）。委員長は互選で選ばれており、最初の委員長は安部であった。教刷委では、総会と特別委員会（以下、特別委と表記）が設けられ、様々な報告の下案は特別委で作成され、総会において承認される形で進められていった。特別委は、設置が必要とされるたびに設けられ、最終的には第21特別委員会まで設けられた。

その中で、社会教育の特別委員会が設けられたのは、第14回総会（1946年12月6日）で「今まで社会教育というものは教育刷新委員会では問題にならなかったが、社会教育局の方では社会教育に関して社会教育委員というものを委嘱されているいろいろやっていますが、刷新委員会としても将来社会教育というものの重大性に鑑み矢張り教育刷新委員会としての意見を開陳する必要はあるじゃないか⁹⁾」という安部の意見にもとづき設けられたものである。教育基本法に関する議論の中で、社会教育の重要性が漠然とは了解されたものの、具体的な議論が活発ではなかったためと、文部省における社会教育委員の発足という社会教育行政の具体的な展開が見られるなかで、教刷委の位置を再確認するために設けられたといえるだろう。ここで選ばれた委員は、主査となった関口泰、戸田貞三を始めとする以下の11名であった。

有賀三二（東京小平青年学校長）関口泰（前教育研究所）大谷武一（東京体育専門学校長）森戸辰男（衆議院議員）竹下豊次（貴族院議員）河合道（恵泉女子専門学校）戸田貞三（東京帝国大学文学部長）倉橋惣三（東京女子高等師範学校教授）高橋隆道（東京農林専門学校長）小宮豊隆（東京音楽学校長）石井光次郎（衆議院議員）¹⁰⁾。

当初は、このメンバーで議論が進められていたわけである¹¹⁾が、『会議録』が第1回から第7回まで欠本であるため、詳細は不明である。このメンバーで二つの中間報告が出されているが、本論の目的にあわせて重要なのは、以下の教育基本法に関する規定であろう。

「教育刷新委員会第7特別委員会中間報告 21年12月27日

社会教育に関する事項は概ね左の通りである。

一、教育基本法に規定すべき社会教育の条項

国及び公共団体は教育の目的を達成するため、家庭及び学校に於ける教育活動の外、あらゆる手段方法による教育の実施に努力しなければならない。

工場、事業所、その他国民の勤労の場に於てなされる教育の施設は国又は公共団体によつて奨励せらるべきである。

新聞、出版、放送、映画、演劇、音楽その他文化施設は教育的考慮の下に為される事が望まれる。¹²⁾

この中の「工場、事業所」という表現をもって、「労働者教育」が前面に出ていたと評価することもできるが、教刷委の中でどのように捉えられていたかは、検討を要する。

さて、教刷委は、開始から1年経った第42回（1947年10月24日）の総会において、人員が補充された。その要因は、1947年5月1日付勅令「帝国議会の議員たることを以て〔政府内部における各種の〕委員、顧問などの資格と定めている命令の規定に関する件」に基づき、衆議院議員、貴族院議員であることで教刷委に参加していたものが8月2日に辞任したことによる。第7特別委では、森戸辰男・竹下豊次がそれに該当する。なお、石井光次郎は、片山内閣に入閣するために辞任している¹³⁾。その上で、学校教育主体であった教刷委の議論の見直しの必要が述べられ¹⁴⁾、総会においても、社会教育に関する議論が行われることとなった¹⁵⁾。その後、第7特別委の人員の増強が行われた。加えられた委員は以下の通り。

上野直昭（東京美術学校長）、山極武利（東京西田国民学校長）、入江敏郎（前法制局長官）、川本宇之介（東京聾啞学校長）、羽溪了諦（龍谷大学学長）、古垣鉄郎（日本放送協会専務理事）、鮎沢巖（中央労働委員会事務局長）、淡路円治郎（立教大学教授）。

「労働者教育」という観点からいえば、この委員の増員は第7特別委の議論に大きな影響を与えたことが考えられる。第7回までの初期委員の中で、「労働者教育」の議論の中心を担ったのは森戸辰男であったと思われるが、その森戸が委員を退いた後に、新たな中心人物として鮎沢と淡路が選ばれたのである。淡路は、産業心理学に関する著作を著すなど労務管理の研究者としても知られており、彼がこの特別委員会に選ばれたことは、社会教育の中で「労働者教育」がいかに重要視されていたかをしめす一つの証左でもあろう。更にいえば、このような変更が教育基本法の世界教育条項案の議論との間に行われたことは、先述の規定の教刷委での意味合いを考察する際に単純に接続するだけでは事足りないということを意味する。

2、「労働者教育」の審議の開始

先ほどあげたように、教育基本法における社会教育に関する条項を定めた際に、「工場、事業所、その他国民の勤労の場に於てなされる教育の施設は国又は公共団体によつて奨励せらるべきである」と報告されたことは、労働者教育について議論が当初から行われていたことを推

測させるが、どのような議論が行われていたのかは、議事録が欠本となっているため明らかにできない。

ところで、教刷委第7特別委が、その審議事項に労働者教育を定めたのは、第8回の会議の頃（1947年11月28日）からである。第8回会議は、半年近い中断の後に行われており¹⁶⁾、その間に総会において社会教育に関する議論がなされている。

さて、第8回から第10回の間は、第7特別委における審議事項の議論に当てられている。この基礎資料となったのが、第42回総会において配布された文部省作成資料『社会教育に関する主要問題』である（1947年10月）。その中で、「労働者教育」は「第四対象別の社会教育方針に関すること」の中で以下のように述べられている。

「第四 対象別の社会教育に関すること

一、青少年教育について

（中略）

二、婦人教育について

（中略）

三、労働者教育について

経済的破局に直面せるわが国現下の至上命令が一に懸つて生産の復興にあるとき、その主体的用件たる労働者に対し、その公民的教養と徳性を高めて健全なる社会人たらしめると同時に、適切なる職業技術の訓練を施して優秀なる産業人たらしめ、且労働問題に関する理解を深めて労働者の正しい権利と義務に対する自覚を促し、以てその資質の向上を期することは喫緊の要務である。この為には政府、学校、民間諸団体、事業主及労働組合等が真に提携協力してこの教育の拡充発展を強力に推進しなければならない。」¹⁷⁾

ここに見られるように、「労働者教育」の要素として①公民教育（社会人）、②職業技術教育（産業人）、③労働教育（労働者）の3つの要素の区別とその統合という考え方が、示されている。ここでは、戦後復興の初期の段階では、青年教育などと並んで労働者が社会教育の対象として認識されていたことを確認しておく。

様々な論点があげられる中で、「労働者教育」が一番最初の議題となった理由は、第7特別委の主査であった関口泰が「一番初めに労働者教育に入っていくということも、順序としてはおかしいかもしれないけれども、実際においては今社会教育の面において、労働者の問題が労働大学あたりから大分喧しいのですから」¹⁸⁾とあるように、労働省が労働教育に積極的に関わるようになったのと同様、労働組合やそれが運営する労働学校が積極的に「労働者教育」に乗り出したことと関連がある。このような動きに対応して、主に公民教育に関する部分に対して、教刷委として積極的に意見を開陳しようとしたのである。

議論の中心となった鮎沢は当初、教育と「労働者教育」を考察する際に、まず教員組合に対する問題がうかんできたようである。しかし、この教員組合に関する議論は、教職員に関する

議論を中心的に扱う第6特別委で取り上げられることになり、第7特別委では扱うことはなかった。それでも、労働運動の活発化という時代状況の中で、委員の大半に「労働者教育」が必要であるという同意はされていたようであり、議論が続けられている。いかに労働争議を批判的に見る目を養うのか、労使協調の考え方を理解させるのかといった点とともに、一般教養をいかに、国民の大多数を占める労働者に身につけさせるのかという点が関心の中心となっていた。議論の初期の段階で、すでに職業訓練に関する視点は弱かったと考えられる。

3、文部省と労働省の分掌に関する議論

「労働者教育」を取り上げることとなった当初から労働省との関係は避けられない問題として、認識されていた。文部省係官の説明によれば、労働省と文部省の間で権限の問題が起こることが考えられるので、司令部と話し合ったところ、「司令部の見解としましては、労働省の方は労働組合の進め方、労働組合の問題、労働法規の問題の方と、労働とその環境の整備改善に関する教育をやり、文部省の方は一般教養教育、技術教育、情操陶冶に関する教育、レクリエーションの奨励、これを文部省でやろうというので、労働省の方とも連絡しておるのですが、(中略)だいたいその方向でいいのではないかという諒解に達して」¹⁹⁾ いたようである。つまり、第7特別委が再開されるときには既に、文部省と労働省、司令部の間で、所管に関してある程度調整がなされており、労働省が労働組合や労働環境に関わる教育活動を行い、文部省は一般教養などの部分に関するものを行うという方向性がおおよそ決定していた。

その段階で問題となっていたのは、文部省の係官の以下の発言をもとにすれば、技術教育の問題であったといえる。

「○文部省 労働省では労政局の関係で、労働関係の法規、或は労働組合の健全なる教育というような仕事のために労働教育課ができておるのでありますが、その他技能者養成であるとか、職業補導ということをやっておるものですから、(中略)文部省と労働省の間の諒解事項を決める場合に、技術教育というものを文部省の専管にするということは非常な議論がある訳であります。それでは労働省の労政局と文部省の社会教育局との諒解事項と言うことにしたらどうかというような話もありました。両方の局と局との諒解事項とするならば、文部省は技術教育を入れても宜しかろうと申しましたところ、それでは困る、要するに労政局と文部省の間に問題になりそうな問題について諒解をつけまして、今差当り技術教育については、労政局関係で別に問題がない訳でありますから、そういう意味で技術教育は置いて呉れという話なのですが、文部省が社会教育として労働者教育を担当する以上、技術教育を入れて置かねばいかんという主張をしておるわけであります。」²⁰⁾

つまり、初期の段階では、文部省と労働省との関係での、技術教育をも含んだ諒解事項を作成しようとした。労働省は、その申し出に対して技術教育を外すことは考えていないという意見を出し、労政局との諒解事項に留めるように指摘したのである。それに対して、淡路はこの技術教育の点では「労政局と社会教育局との申し合わせというのでは意味がない」²¹⁾ として、

労働省と文部省の諒解事項とすべきだと述べている。議論は「予算分配」という行政的な理由から、「所掌の分担」の明確化という方向で進められていった。この議論が教刷委の中で重点的に問題となったため、労政局の係官を教刷委の場に招き、この問題に関して質疑を行っている。

この質疑が行われたのは、1947年12月9日の第11回特別委でのことである。ここでは、まず労政局の係官が労働省で行われている労働教育事業に関する説明をおこない、それに対して教育刷新委員の側から質疑を行うと言う形で議論が行われている。その後、質疑が行われているが、ここで積極的に意見を述べたのが、関口泰と鮎沢、川本宇之介、淡路の4名である。その中でも特に積極的であったのが、鮎沢であった。

それでは、労政局の社会教育に対する期待とはいかなるものであったのか。労政局係官は以下のように述べる。「労働省としましては、具体的には労働関係法令の普及徹底に関する事項、内外に互って労働組合団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関しまして公正なる情報の提供に関する事項、それから労働組合の調整を期する諸問題というようなことをやっております。文部省としましては、一般公民として必要な知識向上に関する事項、科学研究、及び応用に関する事項、情操事項に関する事項等、公民として資質向上に必要な事項、こういうふうな大体枠があって」²²⁾と。それに対して、鮎沢は「今まで議論しておいた社会教育というのは、社会の人、或いは社会にあるようなことのための教育というふうに取り扱っておいて、社会に関する教育、日本の将来をお互いがどういうふうに行っていくかということに関する方面のことがあまりなされていない。(中略)それよりも必要なのは、どういう社会をこれから築き上げていくかという社会教育であり²³⁾、「社会教育ということ事態の掴み方ということは、社会思想、社会哲学をどう教えて行くか、或いは国民がどういうふうに把握して行くか、そういうことについての大きな方針を決めて行く必要がないか」²⁴⁾とのべ、「労働組合というものは労働省で行っていくから、その内容の方を、主として文部省が考えたらいじゃないか」²⁵⁾と、「内容としての社会教育」という捉えかたをしている。その具体的な内容としては、「国民の常識になって、みずからの判断で判別するようにできるようにする」²⁶⁾ことをあげている。そして、「社会教育の見地から、労働組合の自主性ということを尊重しながら正しい方向へ導いていくというのが、文部省の1つの仕事ではないか」²⁷⁾と指摘する。労政局でもこれは同意するところであったようで、「内地の最近の情報を申しますと、一般国民、社会人が労働運動、特に労働争議に関する批判力、世論、これが非常に弱い」ので、「この社会教育が、一般社会人の民主的な判断力を養成するための公民教育をやることは我々のお願いであります」²⁸⁾と述べている。

このように、後の報告の中心的立案者は基本的には労政局と社会教育局の分掌に関して共通の理解をもっていた。議論に参加していた川本に関してもイギリスの労働者教育のパンフレットを思い起こしながら、日本国民が「自分の時間を、労働者自身はみずから教育」すれば、「社会教育機関を要求してくるわけでありませう。又現在あるものを利用するというようになって来る。従って思想も穏健なものになる」²⁹⁾と、批判力を高める機会を求めようになれば、今の労働争議などの問題が解決するのではないかと考えている。

以上のような議論をうけて、教刷委は「労働者に対する社会教育」の検討を進めていく。上

記の分掌事項は基本的に後の「通達」へも継承されていることを考えれば、「報告」の立案者は、「通達」の議論の中身を理解し、その方針に基本的に沿いながら「報告」を作成し議論していったことになる。これは、「報告」の意味を考察する際に重要な論点となるだろう。

4、「報告」の議論過程

上述のように、教刷委において「通達」の議論を行った後、更に進んで「労働者教育」に関する議論が行われることとなる。

「労働者に対する社会教育」の原案となったのは、「労働者社会教育方策」と題された淡路円次郎の手になる原案である。労働争議が多発する状況を批判し、「労働者の資質の向上と生活態度の正否が、必然的に再建日本の文化性を規定する事実」に鑑み、「労働者に対する社会教育の拡充はきわめて重大な意義を有する」とした前文、「公民として必要な社会的知識と人格の涵養」「生産関与者として必要な勤労意欲と協力態度の育成」「人間たるに値する文化的教養の向上」の三点の目標、方針、実施上の要望事項の構成である。この原案に関する議論は第12回、第13回で行われている。一つの報告案が2回に分けて議論されたのは、第12回の参加者が過半数に満たなかったため、第13回に議論を継続することとなったためである。最初に、この報告では、「教刷委としましては、既に労働教育について、文部省にも労働省にも、それぞれ労働教育委員会があるものですから、余り具体的な法案まで作ってしまったのでは、そちらの委員会の仕事との関係もいかがというので、根本方針、基本理念と原理、原則を決めることぐらいにしてはどうか³⁰⁾」というスタンスなどが示された。また、ここでは先述の「通達」の議論が枠組みを決めるものであったが、こちらは協力の範囲を定めることを目標とする点が確認された。この中で注目される議論をいくつか拾い出してみる。まず、労働者の定義である。原案では「生産関与者」と表記されていたものが、「一般官公使」を含む「労働者」として捉えられている³¹⁾。これは、労働者の概念の中に行政従事者なども含んで考察されていたことを示している。そして、原案は「教育の対象は広く全労働者に及ぶべきも、特に勤労青少年層を中心となし」(方針)とあるように、勤労青少年層を中心に捉えていこうという姿勢が、強く見られるのも特徴的である。さらに、「定時制高等学校に入学し得ない、勤労青少年層のため、技能者養成所、見習い工教習所、組合学校等六三制の枠外の学校に対しても社会教育の普及徹底を図ること」(実施上の要望事項)と技能者養成と定時制高校との関係を指摘する項目があげられていることも上記の点と併せて着目しておきたい。

以上の2回の議論を終えた後で、原案を書き換えた第2案が出された。構成がやや単純化され、前文と要望事項とされた。この報告案をもとに議論が行われたのは、第14回(1948年1月30日)のことである。ここでは、まず冒頭で「労働者社会教育方策」という題名が「労働者に対する社会教育」と訂正され、その後前文の削除について議論が行われている。この際に問題となったのが、社会教育の概念に関するものである。この前文を削除すると、社会教育の意味が分からなくなるという原案作成者の淡路と前文をとっても意味は通用するのではと言う倉橋の意見が対立した訳であるが、「総合的且つ調和的实施」とされた部分を生かした形で書き直すことで合意を得た。ただ、この議論の中で明らかにされたのは、淡路が持っていた社会教育

の捉え方とその他の委員が持っていた社会教育の捉え方の相違である。問題となった前文では、淡路は「労働者教育としては、『労働教育』はもとより重んずべきであるが、『職業教育』並びに『社会教育』も閑却すべきでなく」³²⁾と、労働者教育を労働教育、職業教育、社会教育と捉えており、先述の「通達」を巡る議論の中でも明らかになったように「内容としての社会教育」として捉えている。この見方は、他の委員が先に成立した教育基本法をもとにして「家庭及びその他の施設において行われるということは、言い換えれば学校外という意味ですから」³³⁾と述べており、そのことにより淡路が「社会教育を学校教育に対するものとして統一的に取り扱っていくという御方針ならば、労働教育なり職業教育なりを含めたような案に、もう一度直さなければならん」³⁴⁾と述べ、議論の中で「労働教育」、「技能者養成」を社会教育の範疇に含めるものとして、「労働者に対する社会教育の目標としては、労働者教育、職業教育の外」と書きなおしている。その上で、前文を削除することとなった。題目についても、関口泰の「社会教育というものが、労働者に対する学校教育、社会教育という対立はありませんからね」³⁵⁾という言葉から分かるように、社会教育の捉え方に伴う変更だった。

以上のように社会教育の概念を変更してから、議論は技能者養成などの問題へと向かっていった。その際に、定時制に入学するのは、勤労青少年層のみではないという指摘から、先述の「勤労青少年層に」が「労働者のための」と改められ、青少年層の問題が労働者全体の問題へと引き上げられることになった。それ以外の、ここでの主な論点は、「技能者養成」に定時制高校の単位を認めていくかどうかといった、クレジット制に関するものである。倉橋のように「定時制高等学校を入れたら、社会教育の方策ではなくなってしまう」³⁶⁾という意見を述べるものもいたが、基本的にこの議論は、続けられていっている。この回は、太田高等教育課長も参加して議論を行っている。ここでは、技能者養成との関係性よりも定時制がどのようなものかの提示にとどまっている。この点の細かい議論については、第15回に引き続がれて行われている。

第15回（1948年2月13日）の会議に出された報告案では、第55回の総会（1948年2月6日）で出された議論をうけて、職業軍人への教育の制限の撤廃の条文があげられているが、「入れて総会の意見をきいてやったらどうでしょうか」³⁷⁾くらいに言われている程度で、大きな影響はなく、結局次の総会の際に削除されるに至る。その変化よりも重要だったのが、「クレジット」制をめぐる議論の展開である。この議論では、教育内容に「社会教育」的な価値観を導入するために、クレジットをてこにして「技能者養成」「労働教育」における教育内容を学校内容「コース・オブ・スタディ」³⁸⁾へと引きつけることが目指されている。このことにより、技能者養成などの「各種学校」を縛り付けて徐々に定時制高校の方に「誘導」という意図が含まれている³⁹⁾。これは、最初の目標を、学校体系を用いることで達成しようという試みである。つまり、公民教育・一般教養・人格陶冶（＝社会教育、学校教育の目標）を軸に「労働教育」や「技能者養成」を含めて一元化できるようにしようとするものである。この議論の背景には、工場内青年学校の再編問題があった。つまり、この青年学校が定時制高校へ再編を望むのか、あるいは技能者養成への転換を望むのかという問題である。高等教育課長は工場の青年学校をそのまま定時制高校やその分校に変えることを考えていたようである⁴⁰⁾が、教刷委の

側では技能者養成が労働基準法に基づいて、経営者に対して設置を求めることができるという点を考えて、定時制高校に容易に再編されるわけではないという見通しを持っていた⁴¹⁾。そのため、定時制高校になることはほとんどありえないとして、教育内容を徐々に学校教育のほうへ持っていこうとしたのである。以上のような議論は、社会教育に対する学校教育からの働きかけであり、社会教育の「学校制度化」であったといえる。また、この問題は教育の機会均等という原則も含まれていると考えられる。教刷委は、最終的に大学への進学を可能にすることを考えていた。最終的に何年たっても単位を集めて、高校の卒業資格をとって大学への進学が可能になるようにしておきたいと考えた。それに対して、高等教育課長は大学への進学をしないものと考えており、ここでも大きな対立が見られた。

以上のような議論をふまえながら、第16回（1948年2月27日）の特別委で議論をまとめることとなった。この回では、若干の訂正を行った程度⁴²⁾であり、実質的な議論が行われることはなかった。そして、訂正をされて出された同日の第58回総会で修正の上、採決がなされ、内閣総理大臣に報告された。

以上、「報告」の作成過程を諸案と『会議録』を参考にして検討を行ってきた。淡路、鮎沢が中心となって作成された原案は、当初「社会教育」を内容として捉えていた。そのため、職業教育、労働教育、社会教育が併記される形となっていた。しかし、社会教育の概念が学校にたいしたものとして捉えられるようになると、労働者に対する社会教育は労働教育、職業教育を包含する概念として捉えられるようになった。

だが、そうは捉えられても、労働者教育に足りないものは、「社会的、文化的教養」であるという認識がある程度委員の中で共有されていたことや労働省労政局長との対話で労働省からの「お願い」を引き受けながら、「協力体制」を模索しようとする限りにおいて、労働者に対する社会教育＝公民教育の基本的な枠組みを出すことはできなかったと結論づけざるを得ない。

また、原案・第2案にあるように、当初は労働者の中でも勤労青少年層を中心にした議論が展開されていたことも、この報告のクレジット制の発想に深く関わっており、これは教刷委第2特別委における議論との連続性を示す重要な視点であった。以上の点を考慮に入れれば、教刷委の教育基本法社会教育条項に含まれていた「工場、事業所」という言葉は、工場内青年学校の再編と深く関わるものであったことが改めて推測されるのである。

最後に、本報告では十分に触れられなかった「労働組合の自主性」という論点に簡単に触れておきたい。「労働組合の自主性」は、当初から疑念が多かった部分であった。それゆえ、国の積極的な支援の対象などになっている。これは、一貫して変わらない部分である。ここに、「労働者に対する社会教育」の意味を読み取ることはできるだろう。

このような議論は、積極的に労働者に対する社会教育を考察して行こうという姿勢の表れとも見えるが、関口は、「主体が労働組合というものになって、経理その他の関係で労働省が予算をたくさん持っているというようなことだと、事実上は労働省がやはり持つということになるのじゃないでしょうか⁴³⁾と述べているし、淡路も「労働省側に労働者の教育のことは委せてしまって⁴⁴⁾と述べており、「労働者教育」の中心は労働省であり、文部省はそれほど関わるべきではないのではないのかという認識をしていたことは、留意しておきたい。

ま と め

以上、「労働者に対する社会教育」の成立過程を検討してきた。この報告は、労働省と文部省による「労働者教育」の分断状況を容認しながら、協力体制を作るために出されたものであり、勤労青少年層に対する社会教育という発想を当初持っていたが、それが全労働者を対象とするものへなっていた。その際に、議論の中心となったのは、クレジット制に見られるような学校教育との関連性であり、それは教育内容との関わりで議論されていた。その内容の中心が、公民教育であり、教養教育であった以上、他の社会教育と区別が曖昧となり、労働者教育が社会教育の中で十分に展開されない状況が生まれていったと考えられる。

最後に課題をあげておきたい。本論では「労働者に対する社会教育」の議論を見てきたが、そこには青年学校の再編問題や技能者養成の進展過程が複雑に絡んでいた。本論の中では、十分に論じられていないのでその部分を深めていくことが必要である。また、教育基本法社会教育条項案の議論は、史料的な制約もあり深められていない。これは、社会教育法の第2案とも関わる論点を含んでいると思われる。今後は、草創期社会教育全体における「労働者教育」の位置づけを考察し、その中で改めて「通達」と「報告」を位置づけていく作業が必要となるだろう。

〈注〉

- 1) 従来の研究では、「報告」ではなく「建議」という表現が用いられているが、教刷委においては「建議」という言葉を用いて出されたものは3つしかなく、ここで取り扱っているものは、実際は「報告」である。詳細は橋口菊「解説」日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会教育刷新新議会議録』第13巻 岩波書店 1998 128-135頁を参照。なお、以降同書からの引用に関しては、『会議録』とし、巻・頁数のみを記す。
- 2) 碓井正久編『社会教育（戦後日本の教育改革第十巻）』東京大学出版会 1971
- 3) 国立教育研究所編『近代教育百年史』第8巻 国立教育研究所 1974 主に1211-1214頁
- 4) 小野征矢・依田有弘「戦後社会教育草創期における労働者教育構想の意義」『日本社会教育学会紀要』No. 14 1978 1-9頁
- 5) 猿田真嗣「戦後労働者教育政策に関する一考察——省庁間調整の視角から——」『筑波大学教育学系論集』第13巻第2号 1988 83-93頁
- 6) 教刷委の成立過程に関しては、佐藤秀夫「解題」『会議録』第1巻 vii-xxviii 参照。
- 7) なお、この権限は教刷委の後継である教育刷新審議会では削除されている。
- 8) この会談の要約は「Report of Conference: Special Conference of Nugent, Orr, Summers, Crew of CI&E with Minister Tanaka, Vice Minister Yamazaki, Abe, Nambara, and Teranishi. 4. September 1946」として『会議録』第13巻21-26頁所集。佐藤秀夫による解題も参照（同上74-75頁）。なお、この会談がもととなって相互の連絡に当る連絡委員会が設けられることになった。
- 9) 『会議録』第1巻 317頁。
- 10) 括弧内は当時の肩書きであり、『会議録』第13巻 29-30頁を参照した。なお、各人の経歴などについては、鈴木英一・笠井尚「戦後改革期における教育審議会の委員構成の特質」（『名古屋大学教育学部紀要』第37巻 1990 371-403頁）に詳しい。
- 11) もっともこのメンバーが全て参加していたかどうかは疑わしい。特に、河井道はこの特別委員会の委員であったことすら理解していなかったように思われる。
- 12) 社会教育法制研究会編『社会教育法制研究資料Ⅱ』1969 46頁。
- 13) 組織替えに関する全体的な事項は第42回総会議事速記録（『会議録』第3巻 93-115頁）を参照。

倉知：教育刷新委員会第7特別委員会報告「労働者に対する社会教育」の再検討

- 14) 第42回総会では、片山哲首相、森戸辰男文部大臣、文部次官有光次郎が参加し、挨拶をしている。その中で、3名ともがなんらかの形で今後の課題として社会教育に関する議論をあげている。、『会議録』第3巻 93-115頁。)
- 15) 第44回(11月14日)第45回(11月21日)の2回では、社会教育に関する議論として、図書館や復員者教育の議論がなされている。『会議録』第3巻136-167頁。
- 16) 第8回の会議の最初に「この委員会は前に3、4回開いております。そしてその結果は教育基本法の中で、社会教育に関する中でその方針、目的の中で『あらゆる土地あらゆる場所で教育はしなくちゃならん』、学校だけではないという、あの二つの原案を特別委員会で決めて、その儘にしておったのでありますが、最後に図書館のことで図書館法を拵えるというので、その問題を一遍審議した訳であります。それで半年ぐらい経ちまして今度再開した訳であります」という、関口泰の発言がある。、『会議録』第9巻 5頁。)
- 17) 『戦後教育資料』(マイクロフィルム版)
- 18) 『会議録』第9巻 100頁
- 19) 『会議録』第9巻 9頁
- 20) 『会議録』第9巻 22頁
- 21) 同上
- 22) 『会議録』第9巻 33頁
- 23) 『会議録』第9巻 35頁
- 24) 同上 36頁
- 25) 同上。ただし、これは関口による質問である。この問いに関して鮎沢は「そうであります」(同上)と述べているので、これが鮎沢による発言の意図をもっとも表していると考えられる。
- 26) 『会議録』第9巻 37頁
- 27) 『会議録』第9巻 38頁
- 28) 『会議録』第9巻 38頁
- 29) 『会議録』第9巻 42頁
- 30) (『会議録』第9巻 46頁)
- 31) 『会議録』第9巻 58頁
- 32) 『戦後教育資料』(マイクロフィルム版)。以下、諸案に関しては、同資料による。
- 33) 『会議録』第9巻 72頁
- 34) 『会議録』第9巻 73頁
- 35) 『会議録』第9巻 71頁
- 36) 『会議録』第9巻 75頁
- 37) 『会議録』第9巻 98頁。羽溪の発言。教刷委総会では、復員者教育に関する議論なども行われていたが、「報告」の議論の過程では、それほど重要視されていた訳ではない。その姿勢がこのような発言に繋がった。
- 38) 『会議録』第9巻 77頁
- 39) 『会議録』第9巻 60頁
- 40) 『会議録』第9巻 79頁
- 41) 『会議録』第13巻 326頁
- 42) 具体的には、第1項を箇条書きから文章化したものの表現を若干訂正した程度で内容の変化はない。「一定のイデオロギーに囚われず、広く客観的、歴史的事実を資料として、社会思想一般に関する公正な理解と社会問題に対する自主的科学的判断の習慣を養うこと」(第2項)に関して、なくてもよいという意見(戸田)があったが、「鮎沢さんはなかなか強い御意見を持っていらっしゃるようです」(淡路)と、結局変更なしで終わった。『会議録』第9巻 100頁
- 43) 『会議録』第9巻 47頁
- 44) 『会議録』第9巻 50頁